

## 第 47 回浦添てだこまつり「演舞まつり」出演団体募集要項

### (趣旨)

第 1 条 この要項は、第 47 回浦添てだこまつり「演舞まつり」への出演を希望する団体の募集について、必要な事項を定めるものとする。

### (主催及び担当)

第 2 条 第 47 回浦添てだこまつり（以下「てだこまつり」という。）は、第 47 回浦添てだこまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催するものとし、演舞まつりの担当は、第 47 回浦添てだこまつりイベント部会（以下「イベント部会」という。）が行うものとする。

### (開催の日時及び会場)

第 3 条 開催の日時及び会場は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開催日 令和 6 年 10 月 27 日（日）
- (2) 集合時間 各団体の演舞時間開始 30 分前
- (3) 演舞時間 午後 1 時から午後 3 時 30 分までで 2 時間程度（予定）
- (4) 会場 てだこまつりメインステージ  
てだこ広場（浦添市てだこホール隣の芝生広場）

### (出演団体の数)

第 4 条 出演団体の数は、16 団体以内とする。

2 出演団体の構成及び団体数は以下を目安とする。

- (1) 自治会（伝統芸能団体・青年会を含む。） 8 団体
- (2) 関係団体 5 団体
- (3) 一般団体 3 団体

### (出演団体の要件等)

第 5 条 出演団体は、原則として浦添市内で活動している団体であって、最終日のメインステージにふさわしい演目により演舞を行う団体とし、団体規模は 20 名以上を目安とする。

2 前条第 2 項第 3 号の一般団体は、公募により募集するものとし、次に掲げる基準により選定するものとする。

- (1) 新規に申込みを行う団体を優先するものとし、当該団体が複数あるときは、抽選により選定するものとする。
- (2) 過去の出演回数が少ない団体を優先するものとし、当該団体が複数あるときは、抽選により選定するものとする。

### (申込方法)

第 6 条 出演を希望する団体は、第 47 回浦添てだこまつり「演舞まつり」出演申込書（様式第 1 号）をイベント部会事務局（浦添市役所 総務課）に指定された期限及び提出方法により提出するものとする。

(遵守事項)

第7条 出演が確定した団体（以下「出演団体」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 主催者の設けた規定及び実行委員会の指示に従うこと。
- (2) 火気を使用しないこと。
- (3) 出演者の健康管理は、出演団体及び出演者が十分に配慮すること。
- (4) 準備、出演の待機及び演舞中において、持参した所持品については、整理及び保管に関する一切の責任を負うこと。
- (5) まつりに関する放送、放映又は新聞等の報道のため、出演者を撮影し、写真等を使用することに同意すること。

(出演時間)

第8条 出演時間は、1団体につき15分以内（入退場時間を含む。）とする。ただし、部会長が必要であると認めたときは、この限りでない。

(説明会及び出演順)

第9条 部会長は、出演団体を対象として説明会を開催するものとする。

- 2 出演順は、原則として説明会において出席者で調整を行うものとする。なお、説明会不参加団体の順番は、事務局で抽選により決めるものとする。ただし、最初と最後の演舞については、この限りでない。

(出演料)

第10条 出演料は、助成金として1団体につき30,000円を支給する。

(支払日)

第11条 出演料の支払は、イベント部会事務局が指定する日とし、てだこまつりの終了後、速やかに支払うものとする。

(保険)

第12条 演舞中の事故等により出演者が傷害を負ったときは、実行委員会の加入する保険の範囲内において、その損害を賠償するものとする。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、演舞まつりについて必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年5月20日から施行する。